

令和5年 No.8

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年2月22日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年2月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第7号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (機構等) 第15条 本学に、<u>大学教育研究基盤センター機構</u>、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構を置く。 2 <u>大学教育研究基盤センター機構</u>に、次のセンターを置く。 (1) <u>国際交流／留学生センター</u> (2) 保健管理センター (3) <u>I C T／情報基盤センター</u> (4) 学生支援センター 3 現職教員支援センター機構に、次のセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター (3) 理科教員高度支援センター 4 〔省略〕 5 教育インキュベーション推進機構に、次のセンターを置く。 (1) 教育インキュベーションセンター (2) こどもの学び困難支援センター 6 <u>大学教育研究基盤センター機構</u>、現職教員支援センター機構及び教育インキュベーション推進機構並びに<u>第2項、第3項及び第5項</u>に規定するセンターに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。 〔省略〕 (センター及び施設の長) 第23条 センターにセンター長を置き、施設に施設長を置く。 2 センター長及び施設長は、<u>学長補佐、副学長又は教授</u>をもって充てる。	〔省略〕 (機構等) 第15条 本学に、<u>大学機能強化センター機構</u>、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構を置く。 2 <u>大学機能強化センター機構</u>に、次のセンターを置く。 (1) <u>留学生センター</u> (2) 保健管理センター (3) <u>I C Tセンター</u> (4) 学生支援センター 3 現職教員支援センター機構に、次のセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 特別支援教育・教育臨床サポートセンター (3) 理科教員高度支援センター 4 〔省略〕 5 教育インキュベーション推進機構に、次のセンターを置く。 (1) 教育インキュベーションセンター (2) こどもの学び困難支援センター 6 <u>大学機能強化センター機構</u>、現職教員支援センター機構及び教育インキュベーション推進機構並びに<u>第2項及び第3項</u>に規定するセンターに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。 〔省略〕 (センター及び施設の長) 第23条 センターにセンター長<u>(保健管理センターにあっては、所長。次項において同じ。)</u>を置き、施設に施設長を置く。 2 センター長及び施設長は、<u>理事又は教授</u>をもって充てる。

〔省略〕 (教授会) 第26条 <u>教育学部の各学系，教職大学院及び機構に</u>，教授会を置く。 2 教授会に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和5年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (教授会) 第26条 <u>教育学部の各学系に</u>，教授会を置く。 2 教授会に関し必要な事項は，別に定める。 〔省略〕
--	--